

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地	市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地
(略)			(略)		
柏崎市	(略) 柏崎総合医療センタ 二 (略)	(略) 柏崎市北半田二丁 目11-3 (略)	柏崎市	(略) <u>刈羽郡総合病院</u> (略)	(略) 柏崎市北半田二丁 目11-3 (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。